

(外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税方法等)
第四十五条の四 省 略

2 法第八十六条第一項本文の規定により消費税の免除を受けようとする事業者は、前項に規定する書類を整理し、同項の課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第十九条に規定する課税期間をいう。次条第三項、第四十六条の三及び第四十六条の四において同じ。）の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次条第三項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該課税資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（次条第三項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。

3 省 略

(カジノ業務収入の割合が僅少である場合)

第四十六条の四 法第八十六条の六第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該課税期間における資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。）の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該課税期間におけるカジノ業務収入（法第八十六条の六第一項ただし書に規定するカジノ業務収入をいう。以下この条において同じ。）の合計額を加算した金額のうち当該カジノ業務収入の合計額の占める割合が百分の五を超えない場合とする。

(法人課税信託の受託者に関する通則)

第四十六条の五 消費税法施行令第二十七条及び第二十八条の規定は、法第八十六条の七第一項の規定を法第八十五条から第八十六条の六まで及び第四十五条から前条までにおいて適用する場合について準用する。

2 前項に定めるもののほか、消費税法第十五条第三項に規定する受託事業者又は同条第四項に規定する固有事業者についての法第八十五条から第八十六条の六まで又は第四十五条から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税方法等)
第四十五条の四 同 上

2 法第八十六条第一項本文の規定により消費税の免除を受けようとする事業者は、前項に規定する書類を整理し、同項の課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第十九条に規定する課税期間をいう。次条第三項及び第四十六条の三において同じ。）の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次条第三項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該課税資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（次条第三項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。

3 同 上

第四十六条の四 削除

(法人課税信託の受託者に関する通則)

第四十六条の五 消費税法施行令第二十七条及び第二十八条の規定は、法第八十六条の六第一項の規定を法第八十五条から第八十六条の五まで及び第四十五条から第四十六条の三までにおいて適用する場合について準用する。

2 前項に定めるもののほか、消費税法第十五条第三項に規定する受託事業者又は同条第四項に規定する固有事業者についての法第八十五条から第八十六条の五まで又は第四十五条から第四十六条の三までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(相続等があつた場合における前年度課税移出数量等)

第四十六条の六 相続その他の理由により酒類の製造免許(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第七条第一項に規定する製造免許をいう。第四十六条の七の二、第四十六条の八の二及び第四十六条の八の四において同じ。)に係る製造業の全部又は一部の承継があつた日以後における法第八十七条第一項(同項に規定する前年度課税移出数量及び当年度酒税累計額に係る部分に限る。)及び第二項(同項に規定する特定品目前年度課税移出数量に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該承継前に当該承継に係る酒類の製造場から移出された酒類(当該承継に係る品目(酒税法第七条第一項に規定する品目をいう。)のものに限る。以下この条において「承継酒類」という。)は、当該承継をした者が移出したものとみなす。この場合において、承継酒類が法第八十七条第一項の規定の適用を受けて移出されたものであるときは、当該承継をした者が同項の規定の適用を受けて移出したものとみなす。

(完全支配関係)

第四十六条の七 法第八十七条第四項第二号に規定する政令で定める関係は、一の者(その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人)が法人の発行済株式(自己が有する自己の株式を除くものとし、その総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が百分の五に満たない場合の当該株式を除く。)又は出資(当該法人が有する自己の出資を除く。)(以下この項において「発行済株式等」という。)の全部を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この項において「直接完全支配関係」という。)とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

一 当該法人の使用人が組合員となつている民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約(当該法人の発行する株式を取得することを主たる目的とするものに限る。)による組合(組合員となる者が当該使用人に限られているものに限る。)の当該主たる目的に従つて取得され

た当該法人の株式

二 会社法第二百三十八条第二項の決議（同法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。）により当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）又は使用人（当該役員又は使用人であつた者及び当該者の相続人を含む。以下この号において「役員等」という。）に付与された新株予約権（次に掲げる権利を含む。）の行使によつて取得された当該法人の株式（当該役員等が有するものに限る。）

イ 商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條ノ二第二項の決議により当該法人の役員等に付与された同項第三号に規定する権利

ロ 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）第一条の規定による改正前の商法第二百八十條ノ十九第二項の決議により当該法人の役員等に付与された同項に規定する新株の引受権

ハ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四條の規定による改正前の商法第二百八十条ノ二十一第一項の決議により当該法人の役員等に付与された新株予約権

2| 前項に規定する特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。

- 一 その者の親族
- 二 その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 その者の使用人
- 四 前三号に掲げる者以外の者でその者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（承認酒類製造者の承認に関する事項等）

第四十六條の七の二 法第八十七條第五項に規定する政令で定めるものは、酒類製造業の技術又は生産性の向上、酒類の付加価値の向上又は販売先の開拓、組織の合理化、財務内容の改善その他経営を継続的かつ安定

的に行うために必要な取組とする。

2| 相続（包括遺贈を含む。第四十六条の八の四第六項において同じ。）により酒類の製造免許に係る製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。同項において同じ。）が酒税法第十九条第二項の規定の適用を受けた場合において、当該相続人が同条第一項の申告をするまでに法第八十七条第五項の申請をしたときは、同条第六項の承認を受けた当該相続人を当該相続があつた日に当該承認を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。

3| 税務署長は、法第八十七条第六項の規定により当該申請の承認をし、又は当該申請の却下をする場合には、書面により、これを当該申請をした者に通知する。

4| 承認酒類製造者（法第八十七条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）は、事業計画書（同条第五項に規定する事業計画書をいう。以下この項において同じ。）の記載内容を変更するときは、当該変更に係る内容及び理由を記載した事業計画書を酒類の製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。第六項において同じ。）の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

5| 税務署長は、法第八十七条第八項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の承認酒類製造者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の原因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない。

6| 承認酒類製造者は、法第八十七条第一項の規定の適用を受けることやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書を酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第六項の承認は、同日限りその効力を失う。

7| 承認酒類製造者が酒類の製造免許に係る製造業の全部を譲渡し、又は廃止した場合には、その譲渡し、又は廃止した日の翌日以後は、その承認は、その効力を失うものとする。

8| 法第八十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、酒税法第三十条の二第一項又は第二項に規定する申告書には、これらの規定に規定する事項のほか、法第八十七条第一項に規定する当年度酒税累計額を記載し

なければならない。

(別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の手続等)

第四十六条の八 省 略

2 省 略

3 第一項のウイスキー等を輸入する者は、酒税法第三十条の三第二項に規定する申告書を提出する際に、前項の規定により還付された申告書を同条第二項に規定する税関長に提出しなければならない。

4 省 略

(別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の手続等)

第四十六条の六 同 上

2 同 上

3 第一項のウイスキー等を輸入する者は、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三十条の三第二項に規定する申告書を提出する際に、前項の規定により還付された申告書を同条第二項に規定する税関長に提出しなければならない。

4 同 上

(ビールに係る酒税の税率の特例の対象となる数量)

第四十六条の七

法第八十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、初めてビール(酒税法第三条第十二号に規定するビールをいう。次条において同じ。)の製造免許(酒税法第七条第一項に規定する製造免許をいう。次条、第四十六条の八の二第二項第一号及び第四十六条の八の四第六項第三号において同じ。)を受けた日(以下この項において「免許日」という。)から免許日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項において同じ。)の末日までの間(次項において「初年度対象期間」という。)及び免許日から五年を経過する日の属する年度の初日から当該免許日から五年を経過する日までの間(次項において「最終年度対象期間」という。)が一年に満たない場合とする。

2 法第八十七条の四第一項に規定する政令で定める方法により計算した

数量は、初年度対象期間が一年に満たない場合にあつては二百キロリットルを十二で除し、これに初年度対象期間の月数を乗じて計算した数量とし、最終年度対象期間が一年に満たない場合にあつては二百キロリットルを十二で除し、これに最終年度対象期間の月数を乗じて計算した数量とする。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(相続等があつた場合におけるビールに係る酒税の税率の特例の適用)

(輸出酒類販売場における免税販売手続等)

第四十六条の八の二 省 略

2 法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める酒類は、次に掲げる要件の全てを満たす酒類（以下この条において「免税酒類」という。）とする。

一 輸出酒類販売場（法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この条並びに第四十六条の八の四第五項及び第六項において同じ。）を営営する酒類製造者が製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類であること。

二・三 省 略

3 〽 14 省 略

15 第三項第二号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して免税酒類を輸出しないときは、前項の規定は、適用しない。この場合における法第八十七条の六第三項及び

第四十六条の八

法第八十七条の四第五項に規定するビールの製造者が、相続（包括遺贈を含む。以下この項及び第四十六条の八の四第六項において同じ。）又は事業譲渡（酒税法第十九条第一項に規定する事業譲渡をいう。以下この項において同じ。）により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。第四十六条の八の四第六項において同じ。）又は譲受者であり、かつ、相続又は事業譲渡の時において、当該相続又は事業譲渡に基因して酒税法第十九条第二項の規定により受けたものとみなされるビールの製造免許以外のビールの製造免許を受けていない者である場合には、当該相続又は事業譲渡に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）又は譲渡者が初めてビールの製造免許を受けた日に当該ビールの製造者がビールの製造免許を受けたものとみなして、法第八十七条の四第一項又は第三項の規定を適用する。

2 | 前項の規定は、法第八十七条の四第五項に規定するビールの製造者が、合併により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した法人であり、かつ、合併の時においてビールの製造免許を受けていない者である場合について準用する。この場合において、前項中「当該相続又は事業譲渡に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）又は譲渡者」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

(輸出酒類販売場における免税販売手続等)

第四十六条の八の二 同 上

2 同 上

一 輸出酒類販売場（法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この条並びに第四十六条の八の四第五項及び第六項において同じ。）を営営する酒類製造者が製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類であること。

二・三 同 上

3 〽 14 同 上

15 第三項第二号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して免税酒類を輸出しないときは、前項の規定は、適用しない。この場合における法第八十七条の六第三項及び

第七項の規定の適用については、同条第三項中「輸出酒類販売場において第一項に規定する酒類を同項に規定する方法により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する日（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、当該免税購入対象者でなくなる日）までに当該酒類」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第三項第二号に規定する運送契約を締結した同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者（以下この項において「国際第二種貨物利用運送事業者」という。）が、当該運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項に規定する酒類」と、「その出港地を所轄する税関長（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者の消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第十七項の規定により読み替えられた消費税法第二十七条第一項に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る納税地（第七項において「消費税に係る納税地」という。）を所轄する税務署長は、当該国際第二種貨物利用運送事業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税務署長」と、「その者から」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者から」と、同条第七項中「第三項本文」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十五項の規定により読み替えられた第三項本文」と、「出港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるのは「国際第二種貨物利用運送事業者の消費税に係る納税地」とする。

16 省 略

（輸出酒類販売場の許可に関する手続等）

第四十六条の八の四 法第八十七条の六第八項の許可を受けようとする酒類製造者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該酒類製造者の酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行令第十八条の二第一項の申請書（以下この項において「輸出物品販売場許可申請書」という。）を併せて提出するとき（輸出物品販売場許可申請書を提出すべき税務署長と当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、輸出物品販売場許

第六項の規定の適用については、同条第三項中「輸出酒類販売場において第一項に規定する酒類を同項に規定する方法により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する日（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、当該免税購入対象者でなくなる日）までに当該酒類」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第三項第二号に規定する運送契約を締結した同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者（以下この項において「国際第二種貨物利用運送事業者」という。）が、当該運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項に規定する酒類」と、「その出港地を所轄する税関長（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者の消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第十七項の規定により読み替えられた消費税法第二十七条第一項に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る納税地（第六項において「消費税に係る納税地」という。）を所轄する税務署長は、当該国際第二種貨物利用運送事業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税務署長」と、「その者から」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者から」と、同条第六項中「第三項本文」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十五項の規定により読み替えられた第三項本文」と、「出港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるのは「国際第二種貨物利用運送事業者の消費税に係る納税地」とする。

16 同 上

（輸出酒類販売場の許可に関する手続等）

第四十六条の八の四 法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類製造者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該酒類製造者の酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行令第十八条の二第一項の申請書（以下この項において「輸出物品販売場許可申請書」という。）を併せて提出するとき（輸出物品販売場許可申請書を提出すべき税務署長と当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、輸出物品販売場許

可申請書を提出すべき税務署長を經由して提出することができる。

2 税務署長は、前項前段の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、法第八十七条の六第八項の許可をし、又は次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさないときは、その申請を却下する。

一 法第八十七条の六第八項の許可を受けようとする酒類製造者が、同項第一号に掲げる酒類製造者であること。

二 法第八十七条の六第八項の許可を受けようとする酒類製造者が、酒税法第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者でないこと。

三 法第八十七条の六第八項の許可を受けようとする酒類の製造場が、同項第二号に掲げる酒類の製造場（当該酒類の製造場に係る輸出品販売場（同号に規定する輸出品販売場をいう。第六項第二号において同じ。）が消費税法施行令第十八条の二第二項第三号に規定する自動販売機型輸出品販売場である場合を除く。）であること。

3 法第八十七条の六第八項第二号に規定する政令で定める場所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所とする。

一 法第八十七条の六第八項第一号に掲げる酒類製造者が酒税法第二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により設置の許可を受けた酒類の蔵置場であること。

二 省 略

4 税務署長は、法第八十七条の六第十項若しくは第十一項又は第二項の処分をするときは、その処分に係る酒類製造者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

5 法第八十七条の六第八項の許可を受けた酒類製造者は、当該許可に係る輸出酒類販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 法第八十七条の六第八項の許可を受けた酒類製造者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、同項の許可は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

一 四 省 略

五 当該輸出酒類販売場である酒類の販売場（法第八十七条の六第九項

可申請書を提出すべき税務署長を經由して提出することができる。

2 税務署長は、前項前段の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、法第八十七条の六第七項の許可をし、又は次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさないときは、その申請を却下する。

一 法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類製造者が、同項第一号に掲げる酒類製造者であること。

二 法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類製造者が、酒税法第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者でないこと。

三 法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類の製造場が、同項第二号に掲げる酒類の製造場（当該酒類の製造場に係る輸出品販売場（同号に規定する輸出品販売場をいう。第六項第二号において同じ。）が消費税法施行令第十八条の二第二項第三号に規定する自動販売機型輸出品販売場である場合を除く。）であること。

3 法第八十七条の六第七項第二号に規定する政令で定める場所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所とする。

一 法第八十七条の六第七項第一号に掲げる酒類製造者が酒税法第二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により設置の許可を受けた酒類の蔵置場であること。

二 同 上

4 税務署長は、法第八十七条の六第九項若しくは第十項又は第二項の処分をするときは、その処分に係る酒類製造者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

5 法第八十七条の六第七項の許可を受けた酒類製造者は、当該許可に係る輸出酒類販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 法第八十七条の六第七項の許可を受けた酒類製造者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、同項の許可は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

一 四 同 上

五 当該輸出酒類販売場である酒類の販売場（法第八十七条の六第八項

に規定する酒類の販売場をいう。次条において同じ。)における酒類の販売業免許(酒税法第九条第一項に規定する販売業免許をいう。以下この号において同じ。)につき次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定める日
イハ 省 略

(酒類の製造場とみなされる酒類の販売場の範囲)

第四十六条の八の五 法第八十七条の六第九項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件とする。

一四 省 略

(電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額等)

第四十六条の八の六 消費税法施行令第七十一条の二第二項の規定は法第八十七条の六第十二項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額について、同令第七十一条の二第三項の規定は法第八十七条の六第十二項において準用する消費税法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十一条の二第三項中「消費税法」とあるのは、「租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する消費税法」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第八十七条の六第十二項の規定の適用に
関し必要な事項は、財務省令で定める。

(バイオエタノール等に係る証明等)

第四十六条の十三 省 略

2 省 略

3 前二項の規定による申請書又は当該申請書に添付すべき書面(以下この項において「申請書等」という。)の提出については、当該申請書等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。)で作成されている場合には、電磁的方法

に規定する酒類の販売場をいう。次条において同じ。)における酒類の販売業免許(酒税法第九条第一項に規定する販売業免許をいう。以下この号において同じ。)につき次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定める日
イハ 同 上

(酒類の製造場とみなされる酒類の販売場の範囲)

第四十六条の八の五 法第八十七条の六第八項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件とする。

一四 同 上

(電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額等)

第四十六条の八の六 消費税法施行令第七十一条の二第二項の規定は法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額について、同令第七十一条の二第三項の規定は法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十一条の二第三項中「消費税法」とあるのは、「租税特別措置法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第八十七条の六第十一項の規定の適用に
関し必要な事項は、財務省令で定める。

(バイオエタノール等に係る証明等)

第四十六条の十三 同 上

2 同 上

3 前二項の規定による申請書又は当該申請書に添付すべき書面(以下この項において「申請書等」という。)の提出については、当該申請書等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。)で作成されている場合には、電磁的方法

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。）をもつて行うことができる。

4 5 11 省 略

(特定石油化学製品の移出についての書面の提出等)

第四十七条の五 省 略

2 省 略

3 法第八十九条の二第六項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定石油化学製品が法第八十九条の二第四項ただし書に規定する場所に移入されたこと及び当該特定石油化学製品に係る同号イからハまでに掲げる事項を当該特定石油化学製品を移入した者が証する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号、第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて、当該特定石油化学製品を移入した者により、当該電磁的記録に記録された情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この号、第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）が提供されているものを含む。第七項第二号において「特定石油化学製品移入証明書」という。）に基づき、前号イからニまでに掲げる事項並びに当該特定石油化学製品を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

4 5 13 省 略

（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。）をもつて行うことができる。

4 5 11 同 上

(特定石油化学製品の移出についての書面の提出等)

第四十七条の五 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定石油化学製品が法第八十九条の二第四項ただし書に規定する場所に移入されたこと及び当該特定石油化学製品に係る同号イからハまでに掲げる事項を当該特定石油化学製品を移入した者が証する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号、第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて、当該特定石油化学製品を移入した者により、当該電磁的記録に記録された情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この号、第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）が提供されているものを含む。第七項第二号において「特定石油化学製品移入証明書」という。）に基づき、前号イからニまでに掲げる事項並びに当該特定石油化学製品を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

4 5 13 同 上

(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等)

第四十八条の七 省 略

257 省 略

8 第一項に規定する特定用途石油製品等の承認輸入者は、その引取りに係る当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量並びに引取りの年月日を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が石油石炭税法施行令(昭和五十三年政令第三百三十二号)第二十条第八項本文又は第十項の帳簿に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

(免税対象車等の範囲)

第五十一条の二 法第九十条の十一第一項に規定する政令で定める検査自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 天然ガス自動車(法第九十条の十二第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第一号において同じ。)であつて、車両総重量(法第九十条の十第一項に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が三・五トン以下のものうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で財務省令で定めるもの

二 次に掲げる揮発油自動車(法第九十条の十二第一項第四号に規定する揮発油自動車をいう。次項第三号において同じ。)

イ 乗用自動車(法第九十条の十第一項に規定する乗用自動車をいう。ロ及び第四号イにおいて同じ。)(令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率(法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)

(特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等)

第四十八条の七 同 上

257 同 上

8 第一項に規定する特定用途石油製品等の承認輸入者は、その引取りに係る当該特定用途石油製品等の品名及び品名ごとの数量並びに引取りの年月日を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が石油石炭税法施行令(昭和五十三年政令第三百三十二号)第二十条第八項本文又は第九項の帳簿に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

(免税対象車等の範囲)

第五十一条の二 同 上

一 次に掲げる揮発油自動車(法第九十条の十二第一項第四号に規定する揮発油自動車をいう。)

イ 乗用自動車(法第九十条の十第一項に規定する乗用自動車をいう。ロにおいて同じ。)(令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準(法第九十条の十二第一項第四号ロ(ii)に規定する平成十七年揮発油軽中量車基準をいう。以下この号において同じ。)(適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率(法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)(令和二年度基準エネルギー消費効率(同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。))以上であること。

ロ 乗用自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務

が令和二年度基準エネルギー消費効率（同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百九を乗じて得た数値以上（令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上）であること。乗用自動車（平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二（令和七年四月三十日までの間は、百分の百五十）を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車（法第九十条の十二第一項第四号ロに規定する乗合自動車をいう。第四号ロ及びニにおいて同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車（法第九十条の十二第一項第四号ニに規定する貨物自動車をいう。以下この項において同じ。）（平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十九を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トン以下の貨物自動車（ニに掲げる自動車を

省令で定めるもの。

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量（法第九十条の十第一項に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下の貨物自動車（法第九十条の十二第一項第四号ニに規定する貨物自動車をいう。第三号において同じ。）（平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

ニ 石油ガス自動車（法第九十条の十二第一項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第四号において同じ。）（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 軽油自動車（法第九十条の十二第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。次項第五号において同じ。）であつて、車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車（同条第一項第四号ロに規定する乗合自動車をいう。）又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

イ 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化

除く。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一(車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、四分の一)を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率(法第九十条の十二第一項第四号ニ(2)に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率をいう。第四号ハ(2)において同じ。)に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

三| 石油ガス自動車(法第九十条の十二第一項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第六号において同じ。)(令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ| 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ| エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九を乗じて得た数値以上(令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上)であること。

四| 次に掲げる軽油自動車(法第九十条の十二第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。次項第七号及び第九号において同じ。)

イ| 乗用自動車(令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九を乗じて得た数値以上(令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上)であること。

ロ| 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上

物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ| エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率(法第九十条の十二第一項第四号ニ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。次項第一号において同じ。)に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 法第九十条の十二第一項第六号ニ(1)に規定する平成二十八年軽油重量車基準に適合すること又は平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率(法第九十条の十二第一項第六号ニ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。次項第二号及び第八号において同じ。)に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十一年天然ガス車基準 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた天然ガス自動車に係る排出ガス保安基準(法第九十条の十二第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準をいう。以下この項において同じ。)で財務省令で定めるものをいう。

二 令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車 令和十二年度基準算定法(法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法をいう。第四号において同じ。)によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて令和二年度基準算定法(令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法をいう。同号において同じ。)に

2 同上

一 令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車 令和十二年度基準算定法(法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法をいう。次号において同じ。)によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて令和二年度基準算定法(令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法をいう。同号において同じ。)によ

よりエネルギー消費効率を算定しているものをいう。

三| 平成十七年揮発油軽中量車基準 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた揮発油自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものをいう。

四| 省 略

五| 省 略

六| 平成十七年石油ガス軽中量車基準 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた石油ガス自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものをいう。

七| 平成二十一年軽油軽中量車基準 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた軽油自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものをいう。

八| 平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車 法第九十条の十二第一項第六号ニ(2)に規定する令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものをいう。

九| 省 略

りエネルギー消費効率を算定しているものをいう。

二| 同 上

三| 同 上

四| 平成十七年石油ガス軽中量車基準 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた石油ガス自動車に係る排出ガス保安基準（法第九十条の十二第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準をいう。次号において同じ。）で財務省令で定めるものをいう。

五| 同 上